

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○ ほか33名

被告 国ほか4名

準備書面(45)

被告国第7準備書面への反論

「憲法改正・決定権」は、主権者の淵源的権利であり、具体的権利である

2020年2月3日

松山地方裁判所 御中

選定当事者兼原告

選定当事者兼原告

選定当事者兼原告

原告

原告

原告

被告国第7準備書面への反論
「憲法改正・決定権」は、主権者の淵源的権利であり、具体的権利である

目次

はじめに	4
第1 司法に求められている法的責務と東京戦争法裁判判決	4
1 司法に求められている法的責務	4
2 東京戦争法裁判判決の事実の確認	5
第2 東京戦争法裁判判決には事実誤認などがあり、誤判を犯している	6
1 「戦争法」は憲法の抜本的改正であり、改正手続が不可欠。この点の事実誤認	7
(1) 「特定の問題」との認識は、「戦争法」の憲法基本原理違反との事実誤認の証	7
2 「㉒判示」の事実誤認が、「㉓判示」の誤判を導いている	9
3 「㉕判示」は、当該原告らの主張を誤認し、その主張を変更し、誤判している	10
(1) 原告らの本来の主張と裁判所のその主張に齟齬がある	10
(2) 原告らの本来の主張を誤認(恣意的)し、変更した理由とは	11
4 小結(東京戦争法裁判判決には多々事実誤認などがあり、誤判を犯している)	12
第3 改正手続抜きの「戦争法」立法化は、「憲法改正権等」侵害であり、違憲	14
1 「憲法改正・決定権」は、国民の淵源的権利であり、具体的権利である	14
(1) 「憲法改正権」は、「憲法制定権力」と同様に国民に帰属	15
(2) 国民投票権は、通常選挙の選挙権よりも根源的権利	16
2 憲法改正・決定権の内容と法的性質	17
(1) 国民主権原理から主権者である国民が国政のあり方を決定する最終的権限を有する	17
(2) 参政権の機能としての国家のあり方を決める国民の政治への参加権	18
(3) 憲法改正・決定権の権利内容	18
(4) 小結(「㉒判示」に事実誤認がある。「憲法改正・決定権」は具体的権利)	19
3 確立した憲法規範を法律で変えることはできず、「戦争法」はこれに反し違憲	19
(1) 憲法改正についての原則	20
(2) 明文改正によらない解釈変更による実質的憲法改正は許されない	20
(3) 憲法の実質的変更により侵害された国民の憲法改正・決定権	21
(4) 小結(本件「戦争法」は、確立した憲法規範を変える法律)	23
5 国民各人に具体的に保障されている憲法改正・決定権	23
(1) 国民の参政権の抽象的地位と具体的権利	23
(2) 国民の憲法改正・決定権が集団的自衛権行使容認等の閣議決定時に具体化し、新安保法制法制定時に侵害された	24
(3) 憲法学者小林武の「憲法改正・決定権の具体的権利性」に関する見解	25
(4) 小結(「憲法改正・決定権」は、国民各人を具体的に保障する権利である)	26

6 憲法改正・決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容.....	26
(1) 国民各人の憲法改正・決定権侵害による被害	26
(2) 原告らの憲法改正・決定権侵害の具体的内容.....	27
(3) 小結(「憲法改正・決定権」の侵害は、原告らに具体的な被害を及ぼす)	29
終わりに(憲法81条に基づき、違憲立法審査権の発動を求める).....	30
結語.....	31

はじめに

当該書面は、「憲法改正・決定権」に関する被告国第7準備書面(2019年12月13日付。以下「被告準備書面」という。)の主張と東京地裁の平成28年(ワ)第13525号、同第39438号、平成29年(ワ)第27132号 安保法制違憲・国家賠償請求事件判決の「憲法改正・決定権について」(40-42頁)の判示(以下「東京戦争法裁判判決」という。)に対する反論である。

「憲法制定権力」は、国民(人民・主権者)の淵源的権利である。「憲法改正・決定権」についてもそれは同様であり、国民(人民・主権者)の淵源的具体的権利である。したがって、本件被告らの本件行為は、原告らの「憲法改正・決定権」を侵害し、それは、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害である。よって、本件被告国及び被告塩崎らの行為は、国賠上の違法行為である。よって、被告準備書面の主張及び東京戦争法裁判判決には、事実誤認、理由不備・齟齬があり、失当である。以下それを論証する。なお、当該準備書面における略語等は、これまでの書面の例による。

第1 司法に求められている法的責務と東京戦争法裁判判決

1 司法に求められている法的責務

まず、裁判官らに求められている法的責務を確認しておく。

憲法76条で「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と規定している。この「独立」とあるのは、公正な裁判が求められていることを意味する。

憲法97条で、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」。そして、98条で、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」とし、99条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定めた。

つまり、基本的人権を保障するものとして、立憲主義を原理とする憲法を定め、基本的人権を侵害する権力の濫用を制限するために、権力を分立し、相互に監視・抑制させることで、それを実現させようとした。

具体的司法権力に求められるのは、三権の内でも絶大な権力を有している行政権力(政府)の監視であり、そのためには、司法の独立、つまり、行政権力からの介入を受けることなく、どのような視点からも公正・公平であると認められる審理に基づく公正・公平な判決を導き出すことである。

そして、いわば、〈法の番人〉として、人々の司法への訴えを受けて、その訴えの真実を発見するために、公正な審理とそれに基づく判決が求められる。これが実行されることで、人々からの司法への信頼を得ることである。つまりは、「良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束され」た判決ということである。

このような観点から、東京戦争法裁判判決を考察する時、残念ながら、次に示す現実がある。本件において、そのようなことがないことを求める。

2 東京戦争法裁判判決の事実の確認

東京戦争法裁判判決は、次のとおりである。なお、下線及び「**①**原告らの憲法改正・決定権について主張」並びに「**②**判示」ないし「**⑥**判示」は、原告らが挿入したものである。

4 憲法改正・決定権について

(1) 原告らは、憲法改正・決定権が憲法前文第1段、96条、99条を根拠に、個別に保障される権利であり、投票権としての側面にとどまるものではなく、個人が、国会による発議がされる以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどして、憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加することが保障されていると主張した上で、**①**本件各行為により憲法改正手続(憲法96条)が潜脱されたことや、**②**平和安全法制関連2法が強硬採決されたこと等により、原告らの権利が侵害された旨を主張する。(以下「**①**原告らの憲法改正・決定権について主張」という。)

(2) この点、憲法前文第1段は、「日本国民は、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べて、主権者である国民が憲法制定権力の主体であることを示し、憲法96条は、1項において、憲法の改正は国会の発議に対して国民の承認を得なければならないとして、国民に最終決定権があることを明らかにし、2項において、「国民の名で」公布するとして、憲法改正権の主体が国民であることを明示している。

しかしながら、同条1項は、憲法改正の発議を国会が行い、国民投票が当該発議に係る「承認」につき行われる旨を明記していることに照らせば、特定の問

題に関する憲法改正の発議の有無につき、個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い(以下「②判示」という。)。原告らの主張は、本件各行為の憲法適合性を担保するための憲法改正手続の不存在につき、国賠法上の権利侵害等を主張するものと解されるところ、当該主張を前提とすると、国民は、法令等の違憲性を主張するとともに、当該法令等に係る憲法改正手続の不存在を主張することによって国家賠償請求訴訟を提起し得ることとなり、実質的には、抽象的に法令等の違憲、違法の判断を求める訴訟を許容する結果となるものというほかなく、この点は、本件各行為に係る政府による憲法解釈の変更の有無により左右されるものとはいえない(以下「③判示」という。)。

原告らの前記主張は採用できない。

- (3) また、前記3で述べたところによれば、本件各行為は、その内容において、原告らの権利または法的利益を侵害するものとはいえず、そうである以上、本件各行為に係る強行採決等の経緯の如何により権利侵害等の有無が左右されるものとはいえないものであって、この点で、憲法擁護義務に関する原告らの主張も採用できない(以下「④判示」という。)。

上記の経緯に関する原告らの主張は、原告らの表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害をいうものではなく、平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかなく、そのような精神的苦痛は、原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において、本件各行為との関係で生じ得る公憤ないし義憤とみるほかなく、それ自体が民主政治の過程において回復されるほかなく、国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益とはいえない(以下「⑤判示」という。)。

5 小括

以上のとおり、原告らが本件各行為により侵害されたと主張する権利ないし法的利益は、いずれも損害賠償により法的保護を与えられるべき利益とはいえない(以下「⑥判示」という。)。

第2 東京戦争法裁判判決には事実誤認などがあり、誤判を犯している

東京戦争法裁判判決は、原告らの訴えの真実を発見するために不可欠となる客観的基礎となる事実¹に誤認があることを確認しておく。

1 「戦争法」は憲法の抜本的改正であり、改正手続が不可欠。この点の事実誤認

「憲法改正・決定権」の具体的権利性の有無の判断が、この訴えの争点であり、論点である。この点についての判示が、「②判示」である。この「②判示」の中で、本件「戦争法」を「特定の問題」に関する「憲法改正の発議」の有無としている。これは、本件「戦争法」の問題を憲法の改正との関係で、重要であるとの認識が示されず、その印象が矮小化されている。それが、「個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い」との「②判示」を引き出している。つまり、妥当であるとか、妥当であるとは言えないかもしれないが、重大な間違いではないとの印象を与えている。これが恣意的でないことを願うが、「特定の問題」との文言を使用することに、公正さないし客観性を欠いていると言えるだろう。

本件「戦争法」の問題を「特定の問題」との文言は、本件「戦争法」の立法化が憲法の基本原理の抜本的改正であるとの客観的事実の認識を薄め、憲法改正手続が不可欠であるとの客観的事実の認識を見え難くする現実がある。これは、公正という観点から大きな問題である。

つまり、本件「戦争法」の問題を「特定の問題」とする認識は、後述の理由から、本件訴えの真実を発見するために不可欠となる客観的基礎となる事実と誤認がある。それは、公正・公平な裁判に不可欠な要素を欠いている。この点を以下で明らかにする。

(1) 「特定の問題」との認識は、「戦争法」の憲法基本原理違反との事実誤認の証

日本の侵略戦争の拡大の中で、特別操縦見習士官(=特攻隊要員)募集で合格寸前のところまでいった体験者の芦部信喜(東京大学名誉教授)は、『憲法制定権力』(東京大学出版会 1983年出版)で、「国民主権・基本的人権の原理を改正することが理論上禁止されているということは、平和主義の原理の改正が許されないことを意味する。なぜならば、二〇世紀においては、国内の民主(国民主権と基本的人権の保障)は国際の平和なくして、その現実・維持を望むことは不可能だからである。」(54頁)と述べている。

また、原告らは、準備書面(33)で高柳信一(東京大学教授/憲法)の『人権としての平和』を援用し、日本国憲法の基本原理の平和主義により、自然権としての基本的人権として平和がその基礎をなすことを詳細に論証した。

つまり、日本国憲法前文で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を制定する。」として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の永久・不可侵性を確認するとともに(憲法第97条)、国务大臣、国会議員等の公務員に憲法尊重擁護義務の規定を課した(憲法第99条)。

つまり、立憲主義の内容として重要なのが、国家権力の中でも暴走して個人の自由や権利を侵害する危険性の大きい実力組織の抑制である。そこで、日本国憲法は、憲法前文及び憲法第9条によって実力組織が暴走しないための明確な歯止めを設けたのである。政府も、集団的自衛権の行使や海外における武力の行使は許されないとの解釈を長年一貫して積み上げてきた。こうして、恒久平和主義の現実的枠組みが形成され、憲法秩序の安定性が保持されてきた。それはまた、戦後の歴史を通じて積み重ねられてきた国民的議論の結果でもある。つまり、法律に先行し、優越する基本法である日本国憲法において、恒久平和主義は、日本国憲法の基本の中の基本(基本原理)をなし、この改正は、許されない。

したがって、「戦争法」の立法化の際に、法律内容が日本国憲法のこの基本原理の平和主義(憲法前文や憲法9条)に適合するか否かが、全てに優先し、まず考慮され、審議される必要がある。

このことは、後述の2019年6月13日、前橋地方裁判所で行われた「戦争法」違憲訴訟の証人尋問において、第一次安倍内閣当時の元内閣法制局長官宮崎礼壹氏が、「戦争法」の違憲性ととも、「内閣法制局の常識として、集団的自衛権を行使するためには、当然、憲法改正が必要になるだろうという認識であった」と証言し、仮に集団的自衛権を部分的にでも行使できるようにするためにはどうか、との質問に対して「憲法改正の手続が必要になる」と明確に証言していることから明らかである。

これまで本件「戦争法」の立法過程を詳細に述べていたように、衆議院憲法審査会で憲法学者3名の参考人全員が本件「戦争法」は違憲であるとの意見を表明したにもかかわらず、本件「戦争法」を「憲法改正の手続」を行わないまま、強行成立された。このような超違憲行為がなされたという客観的事実がある。

これは、本件「戦争法」が、憲法基本原理に反する法律であること、したがって、立法化するには、「憲法改正の手続」が不可欠であるという、二重の憲法違反が存在することの客観的事実を示している。

「戦争法」の問題を「特定の問題」と記載する認識は、このような超違憲行為を矮小化する効果を及ぼすだけでなく、公正・公平さの欠落と事実の誤認がある。

るる述べてきた本件「戦争法」の立法過程の客観的事実に基づくと、本件「戦争法」が、憲法基本原理の平和主義に適合するか否かを審理する必要があり、また同時に、「憲法改正の手続」を行わなかったことの違憲性をも審理することが不可欠となる。

すると、〈法の番人〉を使命とする司法は、憲法81条の違憲立法審査権を発動し、その点について審査し、判断することが不可欠であったはずである。ところが、なぜか、東京地裁の前澤達朗裁判長らが、当該「戦争法」の問題を「特定の問題」と客観的事実に誤認となる判示を行い、「個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い」との「**㊟**判示」を導き出している。これは、明らかに、公正・公平さを著しく欠き、しかも客観的事実に誤認があることは明白である。

いずれにしても、この事実誤認が要因となり、「個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い」との「②判示」となり、誤判を犯している。

このような公正・公平さを欠き、客観的事実の誤認に基づく判決は、司法に対する信頼を喪失させるだけである。

2 「②判示」の事実誤認が、「③判示」の誤判を導いている

前述のように、この「特定の問題に関する憲法改正」に示された認識は、真実の発見に不可欠な基礎に重大な誤認があり、公正・公平さを欠いている。この「②判示」を前提に、「③判示」は、「原告らの主張は、本件各行為の憲法適合性を担保するための憲法改正手続の不存在につき、国賠法上の権利侵害等を主張するものと解されるところ、当該主張を前提とすると、国民は、法令等の違憲性を主張するとともに、当該法令等に係る憲法改正手続の不存在を主張することによって国家賠償請求訴訟を提起し得ることとなり、実質的には、抽象的に法令等の違憲、違法の判断を求める訴訟を許容する結果となるものというほかなく、この点は、本件各行為に係る政府による憲法解釈の変更の有無により左右されるものとはいえない。」となっている。

つまり、「特定の問題に関する憲法改正」との認識が、「③判示」の「原告らの主張は、本件各行為の憲法適合性を担保するための憲法改正手続の不存在につき、国賠法上の権利侵害等を主張するものと解される」と引き継がれる。つまり、ここでも、「戦争法」の前述した超違憲行為の客観的事実の誤認と、「特定の問題」とした不公正・不公平が置き去りになっている。

そして、「国民は、法令等の違憲性を主張するとともに、当該法令等に係る憲法改正手続の不存在を主張することによって国家賠償請求訴訟を提起し得ることとなり」と続くのである。

これは、ちょっとした法令等の違法行為を憲法違反であると主張することで、その際に憲法改正手続を行わなかったなどの理由で、「国家賠償請求訴訟を提起し得ること」になるとの裁判長らの一方的な根拠のない推測となっている。そのうえで、それは、「実質的には、抽象的に法令等の違憲、違法の判断を求める訴訟を許容する結果となる」と結論付けている。

これは、「憲法76条により裁判所に与えられている司法権は、いわゆる法律上の争訟について裁判を行う作用をいい、具体的な権利又は法律関係につき紛争が存する場合に初めて発動することができるものであり、憲法81条により裁判所に与えられている違憲立法審査権も、このような司法権を発動することができる場合に行使することができるものと解すべきであるから、裁判所は具体的事件を離れて抽象的に政府や国会の行った行為等の違憲、違法について判断する権限を有しない」(最高裁1952年(マ)第23号同年10月8日大法廷判決)、との最高裁の判例が、後ろに控えて

いることとの関係の判示である。

まず、問題であるのは、前述した公正性を欠き、客観的事実に誤認のある「②判示」が前提になっていることである。次に、合理的な理由が示されることなく、一方的な推測を前提にした結論が導かれ、その結論の先に、最高裁の判例があるという構図である。それは、不公正・不合理・事実誤認というほかない。

しかも、この最高裁判例は、多くの憲法学者から、司法権の権限を自ら放棄しているとの批判を浴びている代物である。

これは、権力分立原則の一つの「各権力は原則として他権力に干渉しない」ということを全面に出し、司法権の権限の範囲・限界を自らに課した判決である。それは別の観点から見れば、「自らの権力を放棄することは許されない」との権力分立原則に反していることを意味している。つまり、最も強力な権力を有する行政権力(政府)の暴走を止められない結果を生み出している。そして、事実上行政権力に、司法権力が服している現実を生み出しているのである。

いずれにしても、「②判示」及び「③判示」は、事実誤認があり、それが原因となる理由不備・齟齬があり、深刻な誤判を犯している。

3 「⑤判示」は、当該原告らの主張を誤認し、その主張を変更し、誤判している

東京戦争法裁判判決の「⑤判示」では、その冒頭で裁判長らが原告らの主張の事実を要約している(「①原告らの憲法改正・決定権について主張」)。しかし、次のように、それを恣意的か否かは不明であるが、誤認し、その誤認に基づき、「国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益とはいえない」と判示している。

(1) 原告らの本来の主張と裁判所のその主張に齟齬がある

原告らの「憲法改正・決定権について主張」を裁判所が要約している。それが、「①原告らの憲法改正・決定権について主張」である。この「①原告らの憲法改正・決定権について主張」との中からは、「④判示」で、原告らが主張している、「憲法改正・決定権が憲法前文第1段、96条、99条」について、「本件各行為は、その内容において、原告らの権利または法的利益を侵害するものとはいえず」とし、「そうである以上、本件各行為に係る強行採決等の経緯の如何により権利侵害等の有無が左右されるものとはいえないものであって、この点で、憲法擁護義務に関する原告らの主張も採用できない」と判示し、原告らが主張している権利性とその侵害被害を否定している。

そのうえで、原告らが主張し、それを裁判長らが要約している「①原告らの憲法改正・決定権について主張」との中から、憲法96条の「投票権としての側面にとどまる

ものではなく、個々人が、国会による発議がされる以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどして、憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加することが保障されていると主張」しているところに対して、「⑤判示」で次のように判示している。

「①原告らの憲法改正・決定権について主張」

原告らは、憲法改正・決定権が憲法前文第1段、96条、99条を根拠に、個別に保障される権利であり、投票権としての側面にとどまるものではなく、個々人が、国会による発議がされる以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加するなどして、憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加することが保障されていると主張した上で、①本件各行為により憲法改正手続(憲法96条)が潜脱されたことや、②平和安全法制関連2法が強硬採決されたこと等により、原告らの権利が侵害された旨を主張する。

「⑤判示」(上記の経緯に関する原告らの主張は)

- ㉞ 原告らの表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害をいうものではなく、
- ㉟ 平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかなく
- ㊱ そのような精神的苦痛は、原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において、本件各行為との関係で生じ得る公憤ないし義憤とみるほかなく、
- ㊲ それ自体が民主政治の過程において回復されるほかなく、
- ㊳ 国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益とはいえない。

と以上のように結論付けている。

(2) 原告らの本来の主張を誤認(恣意的)し、変更した理由とは

当該原告らの主張である「①原告らの憲法改正・決定権について主張」の内の一つを切り離し、そのうえで、当該原告らの主張を裁判長らが、合理的理由や客観的事実を示すことなく、一方的に㉞「原告らの表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害をいうものではなく」と判示し、しかもそれを㉟「平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかなく」と断定している。

「①原告らの憲法改正・決定権について主張」から㉞㉟に至る判示には、著しく

公正・公平さを欠き、しかも客観的事実にも誤認がある。

「原告らの表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害」は、「憲法改正手続」との関係がある。したがって、このことを対象から排除することが、この目的であろう。

もう一つは、「表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害」は、憲法21条における「表現の自由」や政治活動との関係で「参政権」の問題が関係してくる。これらの権利は、具体的権利として認められている。したがって、このままでは、国の本件各行為における憲法21条における「表現の自由」や政治活動との関係で「参政権」に関わる侵害行為を否定できなくなる。だから、一方的に㉞「原告らの表現行為や政治活動そのものに対する自由権の侵害をいうものではなく」と切り離す判示が必要になる。そして、国の各行為における被る被害を㉟「平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかない」と断定する必要がある。

ここに、当該原告らの主張を勝手に変更し、侵害がないと否定する目的がある。しかし、これは、完全にある一線を越えており、到底公正・公平な裁判と言えず、憲法76条が求める「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」との裁判官の使命に反する違憲行為と言わざるを得ない。

つまり、上記した当該原告らが主張している客観的事実を恣意的に変更しているのは、「憲法改正・決定権」の侵害の本質を隠すためである。誰のための〈法の番人〉であるのか。

4 小結(東京戦争法裁判判決には多々事実誤認などがあり、誤判を犯している)

東京戦争法裁判判決の原告ら及び本件原告らが訴えてきた最大の争点・論点は、被告国らが、日本国憲法の基本原理の一つである平和主義に反する本件「戦争法」という違憲立法を成立させるなどの本件行為を強行し、日本国憲法の基本原理を破壊したということである。それは、各人の自覚の有無にかかわらず、つまり、原告にとどまらず、すべての国民(人民・主権者)と世界の人々の権利(とりわけ生存権)が侵害されたことを意味する。この現実を前提に、原告らが、この行為を行った国を被告として、権利侵害によって被った損害の賠償を求めているのである。

しかし、被告国は一貫して、また、東京戦争法裁判判決の判決も同様に、この事実を恣意的か否かは不明であるが、誤認し、前述の根本的原理問題を棚に上げ、それを消し去り、代表制による多数決により本件「戦争法」が成立したのであるから、国会における少数となる代表者などの信条などと同様に、㊿「そのような精神的苦痛は、原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において、本件各行為との関係で生じ得る公憤ないし義憤とみるほかない」との結論を導き出している。

この「違憲立法」と「多数決原理による立法」の関係性は、原告準備書面(43)で述べた。つまり、芦部の解説が示すように、日本国憲法は、基本法であり、法律に先行し、優先する。しかも、「国民主権・基本的人権の原理を改正することが理論上禁止されているということは、平和主義の原理の改正が許されないことを意味する」。つまり、日本国憲法の基本原理の一つである平和主義に反する法律は許されない。したがって、国会の多数決原理に基づいても、日本国憲法の基本原理に反する立法である「戦争法」は許されない。このことが、第一点である。

第二点目は、憲法は、いわゆる社会契約のうえに成り立っているということである。つまり、社会契約の概念は、日本国憲法を含めて、近代憲法の理論的な基礎であり、国家の正当性の契機を契約ないし市民の同意に求める理論を社会契約論ないし社会契約説というが、これを前提に成り立っている。

日本国憲法前文では、「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」とあるが、この日本国憲法という契約(書)の内容、つまり、条文に同意しているということが前提である。

つまり、日本国憲法の基本原理を改変するということは、契約内容の変更である。すると当然ながら、契約内容を確認し、同意する否かという確認手続、つまり、改正手続が不可欠となる。

法的にも論理的にも、社会通念としても、日本国憲法の基本原理の改変は、基本的な契約内容の変更であるから、契約内容の変更を確認し、再契約の手続、つまり、憲法改正するか否かの手続が不可欠である。

なお、この場合、日本国憲法の基本原理の改変を強行するということは、契約内容の破棄を意味するから、その時点で、憲法(契約)によって与えられている被告らの権限は、自動的に消滅している。つまり、日本国憲法の基本原理の改変を、改正手続を行わず、しかも、憲法(契約)によって与えられている権限をも消滅せず、権限を行使するということは、法的にも論理的にも成立しないのであるから、本件「戦争法」は、法的にも論理的にも、社会通念としても無効であるということである。

したがって、日本国憲法の基本原理の一つである平和主義(憲法前文と9条)に反する本件「戦争法」の立法行為を契約内容の変更を行うか否かを決定することになる改正手続を経ることなく行うことは、国民(契約者個人)の具体的な権利の侵害となることは明白である。つまり、憲法改正手続における国民投票は、個人個人の具体的な権利であるから、「㊦判示」の「原告らの主張は、・・・平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかない」との認識は、真実を発見するために不可欠である客観的な基礎をなす事実決定に誤認があり、それが元となる理由不備・齟齬をきたしている。よって、「そのような精神的苦痛は、原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において、本件各行為との関係で生じ得る公憤ないし義憤とみるほかなく」との著しい理由不備・齟齬をきたしている。その結果、「それ自体が民主政治の過程において回復されるほかないものであり、国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益とはいえない」

との誤判を犯しているのである。

つまり、本件被告らの行為による権利侵害は、単に原告らの個々人の信条・良心という次元・レベルの事象ではなく、日本国憲法という契約に同意している全国民の権利の侵害であり、被る損害ということである。

なお、本件原告らが、主張している権利の侵害と被る被害は、憲法の基本的原理である平和主義を個々人の信条・良心とし、これを侵害されているということに止まらず、憲法12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」との規定の実践に基づくものである。つまり、被告らの行為は、この原告らの憲法12条の義務であり、権利であるこれをも侵害していると訴えである(詳細は準備書面(27)など)。

したがって、下記で援用する大阪戦争法裁判原告らの主張である、集団的自衛権行使を容認する本件「戦争法」が憲法96条の定める改正手続を潜脱して強行され、「日本が戦争ができる国」に改変されてしまうという、最も恐れ否定していた事態を目の当たりにし、自らの憲法改正・決定が侵害されたことによって受けた主権者個々人としての精神的苦痛は、何としても救済されなければならないということも、本件原告らの訴えの一つである。

したがって、「原告らが本件各行為により侵害されたと主張する権利ないし法的利益は、いずれも損害賠償により法的保護を与えられるべき利益とはいえない」との「⑥判示」は、前述したように、「②判示」ないし「④判示」の事実誤認を原因とする理由不備・齟齬がある。

また、被告国準備書面の主張も、それは同様であり、真実を発見するために不可欠である客観的基礎となる事実誤認があり、これが要因となり、理由に不備と齟齬があり、失当である。

第3 改正手続抜きの「戦争法」立法化は、「憲法改正権等」侵害であり、違憲

1 「憲法改正・決定権」は、国民の淵源的権利であり、具体的権利である

東京戦争法裁判判決において、「憲法前文第1段は、『日本国民は、(中略)ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する』と述べて、主権者である国民が憲法制定権力の主体である」と「国民」が「憲法制定権力の主体である」との認識を示している。つまり、憲法制定権力は、国民(主権者)の淵源的権利である。「憲法改正・決定権」についてもそれは同様である。

最高裁判決(1985年判決)は、選挙権を具体的権利であることを認めている。すると、「憲法改正・決定権」の権利性は、選挙権よりも淵源的権利であることから、「憲法改

正・決定権」を具体的権利ではないとの東京戦争法裁判判決「②判示」は、この点について事実の基礎に誤認があることは明白である。このような客観的事実の基礎に関する誤認は、「②判示」にとどまらず、「③判示」ないし「⑥判示」にあり、また、被告国らの主張も同様である。

(1) 「憲法改正権」は、「憲法制定権力」と同様に国民に帰属

原告準備書面(26)で、高野敏樹(調布学園大学教授)の『憲法制定権力とアンシャン・レジームの思想基盤』(田園調布学園大学短期大学部『人間文化研究』第2号 2003年度)を援用し、「憲法制定権力」は、憲法を作る力であり、法秩序を創造する権力であり、この権力は、国民(主権者)にのみ帰属することを論証した。また、「憲法制定権」と「憲法改正権」の違いの有無をドイツのカール・シュミットの憲法制定権力論を示し、「憲法制定権力」と「憲法改正権」との理論上の違いないし「分離」を示した。そのうえで、「憲法改正権」も「憲法制定権力」と同様に国民(人民)に帰属することを論証した。

例えば、芦部信喜(東京大学名誉教授)は、この「憲法改正・決定権」について、『憲法第6版』(芦部信喜著、高橋和之補訂 岩波書店、2015年)で「主権の権力性の側面においては、国民が自ら国の統治のあり方を最終的に決定するという要素が重視されるので、そこでの主権の主体としての『国民』は、実際に政治的意思表示を行うことができる有権者(選挙人団とも言う)を意味する。また、それは国民自身が直接に政治的意思を表明する直接民主制と密接に結びつくことになる。」「主権の正当性の側面においては、国家権力を正当化し権威づける根拠は究極において国民であるという要素が重視されるので、そこでの主権の保持者としての『国民』は、有権者に限定されるべきではなく、全国民であるとされる。また、そのような国民主権の原理は代表民主制、とくに議会制と結びつくことになる。・・・国民(有権者)が国の政治のあり方を最終的に決定するという権力性の側面も看過してはならない。そのように考えるならば、憲法96条において憲法改正の是非を最終的に決定する制度として定められている国民投票制は、国民主権の原理と不可分に結合する。」(41～43頁)と解説している。つまり、芦部のこの解説は、国政選挙よりも、憲法制定・改正の際に国民の意思表示が強く求められることを示している。

また、法学協会編『註解日本国憲法 下巻』(有斐閣、1964年 1435～1436頁)では、憲法96条に関して、「憲法の改正権は、憲法の制定権と同じく、日本国民に在る、という意味で、憲法改正について国民投票を要求している」のであり、「改正につき、主権者たる国民の最終的な承認を必要とすることによって、主権(憲法制定権)在民の立場を徹底的に貫いている」と解説している。

伊藤正己(東京大学名誉教授・元最高裁判所判事)も『憲法(新版)』(弘文堂 1991年)において、「憲法制定権力と改正権とはともに主権の担い手である国民に帰属する」

(647頁)と述べている。

このように、「主権」概念の母国であるフランスの憲法学説に依拠した日本の憲法学説は、憲法改正・決定権こそが主権者の意見表明であると考えている。なお、詳細は、原告準備書面(15)及び同(26)のとおり。

(2) 国民投票権は、通常選挙の選挙権よりも根源的権利

太田裕之(同志社大学法学部法律学科教授)は、『憲法改正国民投票法に関する覚書—主権者の表現の自由・知る権利の観点から—』(同志社法学, 五七巻四号 2005年)で、憲法改正における国民投票権を通常選挙の選挙権よりも根源的権利であることを次のように述べている。なお、下線は、原告らである。

日本国憲法第九六条第一項は、憲法改正について「この憲法の改正は、各議員の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」と規定する。憲法改正のためにはまず発議のための国会法改正を行い、

憲法改正国民投票について定める国民投票法を制定する必要がある。・・・第九六条第一項が求める特別の国民投票については、これは必要条件であり、たとえ憲法改正によっても両議院の総議員の圧倒的多数の可決のみで憲法改正が可能だとすることも許されないとする有力な考え方があり、それは「特別多数決によるとはいえ、国民の代表者にすぎぬ『議会の意思』を主権の存する『国民の意思』に代置することはできない」からであるとされる。憲法改正につき国民にその決定権を留保させ、「『国民主権』の原理を最も忠実に体现した憲法第九六条のもとで、代理人(代表)ではなく主権者本人である国民がその主権的判断を行使するためのものとして憲法改正国民投票は存在するといえる。」(1120-1121頁)

・・・公職選挙法第一条は公選法の目的を「衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ公正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期すること」と規定する。つまり公選法では主権者国民の、国政および地方レベルでの代理人(代表)を選択する選挙制度を確立し、その選挙が公明かつ公正に行なわれることが目的とされている。したがってそこでは複数の候補者の中から代表を選択するための選挙を公正に行なわせ、かつ主権者国民が能動的に選挙活動に参加できることが求められる。後者の点について現行公選法が極めて不十分なものであることはす

で指摘したが、公選法は、要するに主権者国民が、その代理人(代表)を選択するための法である。

それに対し、憲法改正国民投票法は、主権者国民が、代理人を通じてではなく、自ら憲法改正について賢明な判断を下し、改正案について選択を行なうための法である。憲法改正案は、場合によっては主権のありかをも変更し、代理人たる国会のあり方をも変更するものでありうる。そのような問題について、主権者国民の直接の判断を求めるものが憲法改正国民投票である。両者の性格はまったく異なるのであって、主権者の代理人を選ぶためのものに過ぎない公職選挙法を、憲法改正国民投票法に準用することは許されないといわざるを得ない。(1148-1149頁)

以上のように、憲法改正における国民投票権は、通常の選挙の選挙権よりも根源的権利であることは明白である。そして、その選挙権を最高裁は、個々人の具体的権利であると認めているのであるから、国民投票権も当然ながら、個々人の具体的な権利となることは、法的にも論理的にも当然である。

2 憲法改正・決定権の内容と法的性質

大阪地裁の平成28年(ワ)第5586号 平和的生存権等侵害損害賠償請求事件(以下「大阪戦争法裁判」という。)の原告らの第13準備書面(以下「大阪原告準備書面13」という。)の「2 憲法改正・決定権の内容と法的性質」を以下に援用し、本件原告らの主張を論証する。

(1) 国民主権原理から主権者である国民が国政のあり方を決定する最終的権限を有する

フランス革命以降、西欧各国における民主的政治体制下において、自然法によって、人民に憲法制定権力が存すると解されるようになり、これを受け継いだ国民主権の原理が、君主主権に対抗する理論として、その後日本を含む他の先進諸国にも普及し定着するに至った。憲法制定・改正の是非について決定する最終的権限は、個々の国民(人民)にあると解することが正当とされる。ここでいうところの国民(人民)の意味を国民主権原理の歴史的形成過程に照らして考えるならば、抽象的一般的な国民としてではなく、市井で具体的に存在して生活している個々の国民(いわゆる人民ないし市民)を念頭においていることが明らかである。

こうして、国民主権原理の下では憲法制定権力を有する主権者である国民(人民)は、いかなる内容の憲法を制定するかについての最終的権限を有している。この権

限は当然に、存在して有効に機能している憲法をそのまま維持し続ける(改正を非とする)か、それとも憲法所定の改正手続を経て憲法の内容を一部変更(改正)する(改正を是とする)かについての最終的決定権を含むものである。具体的には、憲法制定権の憲法改正権への転化として、国民投票その他の具体的行動として権利が行使される(辻村みよ子(憲法第5版)p517参照、日本評論社2016年)。

憲法改正手続、そして最終的に行われる国民投票は、国のあり方を決める国民の参政権の中でもとりわけ重要な権利であり、憲法改正手続においては、単に憲法改正案に対する最終的な賛否の投票だけに止まらず、憲法改正の内容について十分理解し、直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利が実質的に保障されなければならない。

(2) 参政権の機能としての国家のあり方を決める国民の政治への参加権

憲法は、国民が、国政のあり方を限定する制限規範として機能するものであり、すべての国政は憲法規範の拘束の下に実現されなければならない(立憲主義)。国民は、その憲法規範の拘束の下における個々の政策の実現すなわち政治過程においても、主権者として種々の権利を行使して、自らの意思を国政に反映させることができる。すなわち、国民主権の原理の下では、主権者である個々の国民は、選挙や国民投票による権利行使の場合だけではなく、憲法(21条等)において保障された他の種々の権利(言論ないし集団示威行動等の表現の自由・集会結社の自由等の権利)を行使して政治に参加し、自らの意思を国会等の国政の場に直接反映することのできる権利を有していると解されている。その意味では、国民主権の原理は、個々の国民に、代表者である国会議員を介しての間接的政治参加を保障しているだけではなく、自らが主体的に直接政治に参加することのできる権利(参政権)も保障していると解することができる(浦部法穂「憲法学教室[第3版]」p534~535参照、日本評論社2016年)。

その中でも憲法改正という国政のあり方を変更する重要な決定について、憲法96条において、国民が直接みずからの意思で参加する国民投票手続について定めている。従って、主権者である原告ら個々の国民は、その結論の是非を決める際に国民投票という形式で関与しうだけでなく、そうした結論に至る討議の過程においても、自由かつ十分な意見表明・政治的表現の自由の行使という形で能動的かつ積極的に政治に参加することが憲法上保障されているといえるのである。

(3) 憲法改正・決定権の権利内容

以上の国民主権原理および参政権の機能を踏まえると、憲法改正・決定権は、具体的な憲法改正課題が生じたときに、国民各人が、その賛否を最終的には国民

投票制度を通じて表明し、当該憲法改正の是非を決定する具体的権利である。それは単なるその投票権にとどまらず、国会における発議以前から、国民の代表である国会議員を通じて、あるいは表現の自由、政治活動の自由その他の権利を自ら行使し、国民投票運動に参加することにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加する権利である。このように憲法規範の変更には、96条の規定する手続を経るのみならず、国民各自が、国民投票運動に参加するなどにより、その憲法改正課題に対して賛否その他の意見を表明し、国民的意思を形成する過程に参加することも保障されなければならない。(28-29頁。援用はここまで。)

(4) 小結(「②判示」に事実誤認がある。「憲法改正・決定権」は具体的権利)

以上の大阪原告準備書面13の主張のように、憲法制定権力は、国民(主権者・人民)の淵源的権利であり、「憲法改正・決定権」もそれは同様である。最高裁判決(1985年判決)は、選挙権を具体的権利であることを認めている。したがって、「憲法改正・決定権」の権利性は、選挙権よりも淵源的権利であるから、憲法改正手続における国民投票権は、個々人の具体的権利となることは明白である。

よって、国民投票権を「個々の国民に対し、何らかの権利又は法的利益を保障する趣旨とは解し難い」との「②判示」は、真実を発見するために不可欠である客観的基礎となる事実誤認があり、それが原因となり理由不備・齟齬をきたしている。また、「③判示」及び「④判示」は、「②判示」を前提にしていることから、真実を発見するために不可欠である客観的基礎となる事実誤認があり、それが原因となり理由不備・齟齬をきたし、誤判を犯している。

また、本件被告国の主張も同様であり、失当である。

3 確立した憲法規範を法律で変えることはできず、「戦争法」はこれに反し違憲

確立した憲法規範を法律で通常の手続で変えることはできない。ところが、るる述べてきたように、本件「戦争法」は、これに反している。つまり、本件「戦争法」の立法行為は、違憲・違法である。

この点を大阪原告準備書面13の「3 確立した憲法規範を法律で変えることはできない」を援用し、本件原告らの主張を論証する。

なお、この前提として、本件「戦争法」を立法化するためには、憲法9条の改正が不可欠であることは、従来政府自身が繰り返し明言してきたことから明らかである。そのことを改めて確認しておく(詳細は原告準備書面(15)、同(20)など。)

(1) 憲法改正についての原則

ア 憲法改正という行為は、憲法の制定権者であり改正権者である国民が、多数意思に基づき、憲法の基本原理を根底から没却しない限度において国のあり方を変更する法的・政治的行為である。国民から信託を受けた代表者である国会議員及び国会議員から選出された各大臣によって組織される内閣の首長である総理大臣をはじめとする各国务大臣には、憲法尊重擁護義務があるから、多数の国民の中に憲法の特定の条項ないし内容の改正(修正・追加等)についての強い要求が存すると認められない限り、多数国民の意思を無視して、積極的に憲法改正の発議をなし得ない。これは基本的義務である。

イ その発議も、多数の国民の意見ないし要求を国会における憲法改正の是非について討議の場に取り入れて、その趣旨を十分に汲み取って慎重かつ十分な討議を行う必要がある。さらに、国会における討議の内容及び経過を全面的に逐一国民にフィードバックしてその情報を開示し、国民に憲法改正の是非について十分な検討の機会が与えられなければならない。

ウ 憲法の基本原理である恒久平和、基本的人権を根底から破壊する改正でないこと。憲法の基本原理である国民主権の尊重に関し、その趣旨を没却させるような憲法改正は、現憲法を否定して、その同一性を損なう改正行為(憲法の破壊行為)として、たとえ、憲法96条の改正手続(国会による憲法改正の発議)を経たとしてもなし得ない。憲法前文ではこれらの基本原則をかかげ、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と宣言している。

仮に、形式的に憲法改正手続に基づいて改正がなされたとしても、このような改正は、法学的には革命と評価される。

(2) 明文改正によらない解釈変更による実質的憲法改正は許されない

憲法自体の明文の条項を改正するものでない場合においても、政府が、それまでの政府によって長年にわたって確立していた憲法解釈によって憲法規範となっている(不文憲法の性格を有する)場合には、その解釈を閣議決定という手続を経て変更したり、法律によってこの憲法規範を改変するような法案を国会に提出するような行為は、国务大臣の憲法尊重擁護義務に違反する行為として許されない。

すでに明らかなように、本件における集団的自衛権行使容認の閣議決定及び新安保法制法制定は、「集団的自衛権の行使は許されない」という政府の長年にわた

って確立していた憲法解釈を変更するものである。しかも憲法の基本原則である平和主義の基本的内容に関わるものであり、明文の憲法改正であってもその限界を超えるとの解釈もありうる性格のものである。したがって、憲法解釈を変更して法律で実質的に憲法を変えてしまうなどということが許されるはずもない。

政府がそれでも集団的自衛権行使容認とこれに依拠する新安保法制法の制定をもくろむのであれば、本来憲法改正手続に沿って発議、国民投票を行い、主権者である国民の賛成を得て、明文改憲しなければならなかった。しかし、安倍内閣は、以下述べるとおり、明文改憲を回避し、憲法96条の憲法改正手続を潜脱して実質的に憲法9条を改変してしまった。原告ら国民は、国民的意思を形成する過程に参加した上で自分たちの最終的意思を問われることなしに実質的改憲がなされたのであるから、主権者としての国民投票等の憲法改正・決定権を侵害されたのは明らかである。

(3) 憲法の実質的変更により侵害された国民の憲法改正・決定権

ア 集団的自衛権行使容認及び新安保法制法制定は、それまでの政府によって長年にわたって確立していた集団的自衛権の行使は禁じられているという憲法解釈(不文憲法の性格を有する)を閣議決定で変更し、憲法の基本原理を根底から没却する内容の法律の制定によって憲法9条の規範内容を実質的に改変することであった。

そのため、この閣議決定及び新安保法制法制定については、当時の国会内での野党の追及や専門家参考人の違憲であるとの明確な意見(2015年6月4日の衆議院憲法審査会で憲法学者3名全員が違憲とする意見表明も含め)等の国会審議はもちろん、さらに、憲法学者の大多数の違憲との意見表明、そして国会前を中心とする安保法制反対、日本を戦争する国にするなという空前の国民運動の全国的なうねりなど、反対の国民世論が大きく広がった。ところが、政府は、国会審議の過程で十分な審議を行うことなく、最終的に参議院特別委員会において、国会前の群衆のみならず、テレビを通して全国で固唾を飲んで多くの国民が見守る中、与党議員によって「議場騒然・聴取不能」という混乱の中で強行採決し、新安保法制法を成立させてしまったのである。まさに、憲法もろとも、わが国の民主主義、立憲主義が破壊された瞬間であった。(第1章第9の2参照)

すでに述べたとおり、政府は、憲法を変えることなくしては、集団的自衛権行使を容認する新安保法制法を提案することは許されなかったものであり、そのような提案をするためには、憲法96条に基づく改正手続を採らなければならなかった。

この点について、2019年6月13日、前橋地方裁判所で行われた安保法制違憲訴訟の証人尋問において、第一次安倍内閣当時の元内閣法制局長官宮崎礼壹氏は、新安保法制法の違憲性ととも、「内閣法制局の常識として、集団的自

衛権を行使するためには、当然、憲法改正が必要になるだろうという認識であった」と証言し、仮に集団的自衛権を部分的にでも行使できるようにするためにはどうか、との質問に対し「憲法改正の手続が必要になる」と明確に証言している。

にもかかわらず、政府は、憲法改正手続を踏まず、しかも上記のような暴力的手法で新安保法制法を成立させた。これは憲法の定める手続の潜脱に他ならない。こうして、原告ら国民は、憲法改正手続に一切参加することができず、違憲の法律が施行され、実質的に改憲されてしまったのであり、憲法改正・決定権が侵害されたことは明らかである。

イ 憲法学者小林武は「安保法制違憲訴訟における国民の憲法改正・決定権の主張」において、新安保法制法の制定は、国民の憲法改正・決定権を侵害したものと云わざるを得ないとして、次のように述べている。

「政府が、自衛隊の存在およびその憲法適合を前提とした上で、永年にわたって積み重ねてきたところの、集団的自衛権行使の禁止・海外派兵の禁止等を軸とする憲法9条をめぐる法解釈は、裁判所の判断に準ずる有権解釈として定着し、政府自らを拘束する最低限の歯止めとして、現実的な機能を果たしてきた。そして、2014年の閣議決定の時点までは、この解釈が、それを逸脱するなら憲法9条違反が生じるものとして、明確性と安定性を備えた不文の憲法規範となっていたといえる。つまり、憲法の明文規定に加えて、この確立した政府解釈により形成された不文の憲法規範の双方が、日本社会において機能する現実の憲法として国家の権力行使を制約し、そのことをもって立憲主義を支えていたのである。

ところが、政権は、この規範性を有する9条解釈を変更し、その内容を2015年成立の安保法制によって改変させたのである。しかも、この立法の国会審議の過程では、多くの国民と野党の反対を押し切って採決が強行された。」

「まさに、安保法制は、あれこれの違憲の瑕疵を背負った立法などというにとどまらず、立憲主義の廃墟の上につくりあげられた新規の国制であり、実質的に憲法を改正した意味をもつものといえるのである。

この事態を眼前にして、国民の憲法改正・決定権には、憲法秩序を回復するための異例のはたらきが期待されることになる。すなわち、憲法の改正とは、96条に拠る以上、憲法条文の明文の変更作用であることにほかならないが、それを前提としつつ、すでに有権解釈として確立した憲法規範の意味内容を根本的に変更する政府解釈がそのもつ効果において明文の改正に匹敵するものであることが、ここでは格別に強調されてよいであろう。本来は9条に違反している安保法制の法条が、同条にとって代わって新規の規範として通用する状態が事実上形成され、定着することによって、9条の規範自体が死文化してしまうことになるからである。これを許さず、立憲主義的憲法秩序を侵害から救助し回復するために、この事態を、国民の主観的権利としての憲法改正・決定権のはたらく対象としてとらえることが必要とされよう。

そのように解することができるとするならば、有権解釈権を保有する政府側が、ある措置を、96条の手続を執ることをせず、「解釈改憲」などの手段で実現させようとするとき、それが憲法の重要原理を担う規範について、従来より政府自身が確立してきた解釈を恣意的に転換させることで、当該条文の意味内容を実質的に変更させるものであるときには、そのような場合に限って、96条の憲法改正手続で対処することが求められると考えられるのである。そして、安保法制は、詳細は後に述べるとおり、まさにそのような政府措置に他ならないから、それにもかかわらず同条の憲法改正手続を潜脱・回避してそれを制定したことは、国民の憲法制定・改正権を侵害したものとわがざるをえないのである。」(29-30頁。援用ここまで。)

(4) 小結(本件「戦争法」は、確立した憲法規範を変える法律)

以上のように、確立した憲法規範を法律で通常の手続、つまり、憲法改正手続を経ずに変えることはできない。本件「戦争法」は、確立した憲法規範を変える法律であった。したがって、本件「戦争法」を立法化するには、憲法改正手続が不可欠であった。ところが、本件被告らはそれを行わなかった客観的事実がある。つまり、本件被告らは、本件原告ら個々人の具体的権利であるの「憲法制定・改正権」を侵害したのである。

以上の理由から、「②判示」ないし「⑥判示」には、前述の事実誤認があり、これが原因となる理由不備・齟齬があり、誤判を犯している。

また、本件被告らの主張も同様であり、失当である。

5 国民各人に具体的に保障されている憲法改正・決定権

「憲法改正・決定権」が、国民各人に具体的に保障され、それが、具体的権利であることをこれまで論証してきた。そのうえで、大阪原告準備書面13の「4 国民各人に具体的に保障されている」を以下援用し、これを本件原告らの主張の論証とする。

(1) 国民の参政権の抽象的地位と具体的権利

国民主権原理の下で憲法制定権力を有する主権者である国民(人民)は、いかなる内容の憲法を制定するかについての最終的権限を有している。この国民各人が個人として有する権利が憲法改正・決定権であることは上記のとおりである。これに対して被告は、憲法改正の手続を定める96条にいう「国民」はあくまで「国家の主権者としての国民」という抽象的な位置づけに止まる」としている。

確かに、国政の場において、重要な憲法改正問題がまったく生起していない間は、被告のいうとおり「憲法改正・決定権」を個々国民が有するか否かについて具体的に問題化することがないため権利が潜在しているにすぎない。しかし、憲法に関する重要な改正問題が浮上した場合もしくは憲法の規範的意味内容が変更されようとしていたり変更されてしまったような場合のように、問題が具体化した段階においては、「憲法改正のための国民の承認(国民投票)」の必要性の有無という問題を含めて、国民の「憲法改正・決定権」が具体的な問題として浮上することになるのである。すなわち、国政担当者にとっては「この憲法改正(実質的改正を含む。)は国民の最終的意思を問うことなしには進めることはできない」という事態となり、国民にとっては、「この憲法改正(実質的改正を含む。)は自分たちの承認(国民投票)なしに行われることがあってならない」という「憲法改正・決定権」の行使の必要性という問題として浮上し、個々の国民の国民投票権の侵害といえないか否かという問題を含めて具体的……権利侵害の有無という問題となるのである。

原告らは、この点について、例えば、国民の参政権のうち、国会議員等の選挙権について、国民各人の選挙権は公職選挙法に定められているが、具体的な選挙が行われるまでの間は、それだけでは国会議員選出の国家機関としての地位にあるという抽象的な権利であるが、実際に選挙が行われるときには、各人が支持する候補者に1票を投じる具体的権利として保障される、と説明した。

憲法改正・決定権についても、同様に、憲法改正に関する問題が何ら浮上していない間は抽象的に将来の憲法改正時における国民投票という権利が保障されているに止まるもので、具体的な憲法改正・決定権が侵害されるという余地はない。しかし、96条の憲法改正手続が行われ、実際に国民投票が行われるときには、憲法改正手続法で定める具体的手続に則った国民投票権が具体化し保障される。

(2) 国民の憲法改正・決定権が集団的自衛権行使容認等の閣議決定時に具体化し、新安保法制法制定時に侵害された

集団的自衛権の行使等を容認する26・7閣議決定がなされるやいなや、各分野から確立した政府解釈に反する憲法違反である、同閣議決定に基づく集団的自衛権を容認する立法は憲法違反であり許されない、という批判が全国的に広がった。

その後国会に提出された新安保法制法案の審議において、集団的自衛権の行使の容認等の可否が重要な憲法問題(9条の規範的意味内容の変更の可否という問題)として浮上した。この段階で、国民は、集団的自衛権の行使を容認するか否か、さらに、憲法を改正して戦争ができる国にしていくのか否かについて具体的に態度表明を考えるべき事態に直面した。従って、上記閣議決定時点以降、政府は、集団的自衛権の行使容認を推し進めようとするれば、憲法の明文改正をして、主権者である原告ら個々の国民の最終的意思を確認しなければならないという事態に至ったのであ

る。この段階で、原告ら国民の憲法改正・決定権が具体化した。

しかし、政府は、新安保法制法を提案・強行採決し、憲法を改変するためには必須の憲法96条の手続を潜脱して、国民の憲法改正の意思を問うことなく、原告ら国民の憲法改正・決定権を行使する国民投票の機会を奪ったのである。原告らは、憲法改正手続に参加する機会を奪われたまま、違憲の法律がまかり通っている状況を強いられているのであるから、新安保法制法の強行採決の時点で、自らの憲法改正・決定権が具体的に侵害された。

(3) 憲法学者小林武の「憲法改正・決定権の具体的権利性」に関する見解

小林武は「憲法改正・決定権の性格」について、憲法96条で制度化された具体的・個別的な権利であると、次のように述べている。

「憲法96条の定める国民の「承認」による憲法改正の方式は、「国民主権の原理と最高法規としての憲法の国民意思による民主的正当化の要請を確保する最も純粋な手段」(芦部信義＝高橋和之補訂『憲法第6版』[岩波書店・2015年]395頁)であるといえる。日本国憲法は、同条を含めて、この国民の地位を、明文をもって憲法改正・決定の「権利」として規定してはいないが、憲法が国民に有権者団の一員として改正の可否に関して表決する主観的権利を保障していることは、以下のとおり、明らかである。

すなわち、日本国憲法が抛って立つところの、近代立憲主義憲法通有の国民主権の原理は、国民が憲法を制定し国の統治のあり方を決定することを意味する憲法制定権力の思想に由来する。そして、この憲法制定権力は、近代立憲主義憲法が制定されたとき、自らを憲法典の中に制度化し、憲法をその拘束に服しつつ改変する憲法改正権に転化した。「憲法改正権は制度化された憲法制定権力である」、といわれるゆえんである。それゆえ、この憲法改正権の主体としての「国民」は、実際に政治的意思表示をおこなうことのできる有権者団(選挙人団)を意味し、具体的に憲法改正を決定する権能をもつ(前出・芦部[高橋補訂]著 39-42 頁参照)。この「憲法改正・決定権」が、日本国憲法では96条の国民投票として制度化されており、その表決に参加する国民の資格は、まさに具体的・個別的な権利といって憚るところがない。

この点で、憲法96条に体现された国民主権原理は、国民を国家の主権者として抽象的に位置づけたにとどまり、そこから個別の国民が憲法改正・決定の具体的権利を有することを導くことができないとする見解も出されるが、成り立ちがたい。すなわち、こうした見解は、国民主権原理に含まれた要素のうち、国家権力の正当性について、その究極の根拠は国民にあるという建前ないし理念を意味する正当性の契機のみを取り出したものである。しかしながら、国民のおこなう憲法改正の決定は、国会議員の選挙や最高裁判所裁判官の国民審査とともに、国の政治のあり方を最終的に決定するという、国民主権の権力的契機の具体的な発現形態に他ならない

のである。」(30-31頁。援用ここまで。)

(4) 小結(「憲法改正・決定権」は、国民各人を具体的に保障する権利である)

以上のように、「憲法改正・決定権」は、国民(人民)各人に具体的に保障される具体的権利であることは明確である。よって、「②判示」は、この点について真実を発見するために不可欠である客観的基礎をなす事実に見ても過剰な誤認がある。この事実誤認が要因となり、「③判示」ないし「⑥判示」の事実誤認をもたらし、理由不備・齟齬をきたし、深刻な誤判を犯している。

また、本件被告らの主張も同様であり、失当である。

なお、「⑤判示」については、原告準備書面(43)の「3 憲法の基本原理に反する法律は、多数決を法律の適合理由にできない」で立論しているように、本件「戦争法」が、日本国憲法の基本原理(憲法前文や憲法9条)との関係で適合するか否かが、国会における多数決原理に先行し、優越して、存在する。したがって、正当に選挙された国会における代表者を通じての行動である立法行為であっても、民主的な多数決原理による立法行為としての本件「戦争法」の立法化であっても、本件「戦争法」の適合性の根拠を民主的な多数決原理による立法行為であると正当付けることはできず、この点を問わず、棚に上げているという事実誤認があり、これが原因となり理由不備・齟齬をきたし、深刻な誤判を犯している。

6 憲法改正・決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容

「憲法改正・決定権」が、国民各人に具体的に保障される具体的権利であることをこれまで立論してきた。そのうえで、大阪原告準備書面13の「5 憲法改正・決定権の侵害による原告ら国民各人の被害内容」を以下に援用し、本件原告らの主張を論証する。

(1) 国民各人の憲法改正・決定権侵害による被害

前記のような憲法9条の実質的改変は、これまでのこの国の在り方の根幹を変容させるものであり、このような国家の根幹を変容させる憲法の実質的改変について、内閣(行政府)と国会における政権与党議員ら多数派議員の賛成のみで決定することは、憲法制定権(改正権)者でかつ主権者である国民の意思を全く問うことなく行うものであるから、このような行為は、96条の手続を完全に潜脱した憲法の規範的意味内容の一方的改変行為(憲法破壊行為)として許されない。

原告らを含む国民各人は、集団的自衛権の行使等を容認する2014年7月1日の閣議決定と新安保法制法の成立により、この国の在り方が戦争をしない国から戦争をする国へと、安倍内閣と政権与党の国会議員らによって根底から変更されるといふ事態を生じさせられてしまった。本来ならば、原告ら国民各人は96条の憲法改正手続に基づいて憲法上の権利の中でも最も重要な国民投票権という参政権を行使して憲法改正の是非について意思表示をする機会を与えられる筈であった。にもかかわらず、そのような機会を一切与えられないまま違憲の法律によって実質的な憲法の改変がなされるに至ったのである。原告ら国民各人としては、主権者として憲法を自ら改正・決定するという最も重要な最終的決定権を侵害されるという重大な被害を蒙ったのである。

その意味で、憲法に違反する新安保法制を、憲法改正手続を経ずに実質的に憲法を改変してしまったこと自体、原告らに限らず、参政権を有する国民各人が有する憲法改正・決定権を侵害したのである。

(2) 原告らの憲法改正・決定権侵害の具体的内容

ア 原告らの多くは、自ら戦争を体験し、あるいは祖父母や両親から戦争の地獄のような悲惨さを語り継がれ、日本の侵略戦争の下でアジアの2100万人、日本人310万人を犠牲にした戦争の痛切な反省の上に立って戦争を放棄し、戦力を持たないと宣言する平和憲法を自らの誇りとし、日本は二度と戦争はしてはならない、そのために憲法9条の規範を守り通さなければならないと強く決意し、その確信の下にこれまでの人生を送ってきた。

そのため、原告らは、安倍内閣が集団的自衛権行使等を容認する違憲の閣議決定をした直後から、憲法違反の集団的自衛権を認めてはならない、日本を戦争のできる国家にしてはならないという意見ないし意思を内閣・各政党・各国会議員、さらには社会に対して、可能なかぎり表明してきた。とりわけ、閣議決定にもとづく新安保法制法案が国会に上程された以降は、多くの原告らは、時間の許す限り、国会前集会への参加、国会議員への要請行動、全国各地の地域での大小の集会やデモへの参加、街角でのビラ配り・署名運動、衆・参両議院の各委員会及び各本会議における傍聴・監視等々、あらゆる場面で、日本の自衛隊が海外で武力行使して殺し殺されるような事態を生じさせたり、日本が再び戦争への道を歩むような事態に至ることを許してはならないとして、大きな声をあげてきた。

原告らの陳述書にその思いが語られているが、原告にはそれぞれの生活の中でさまざまな行動をし、さまざまな形で反対の意思を表明してきた。例えば、従前から平和憲法をまもるための活動に積極的に関わってきて安保法制反対の国会前その他の地域の集会・デモに参加してきた者、これまでの人生でデモ等の活動で街頭に立った経験がなかったが、日本が再び戦争をする国にしてはならな

いという一点で、勇気を出して、違憲の安保法制を許してはならないと国会前及び全国の街頭で訴え、可能なかぎり活動に参加をしてきた者、上記の者と同様の思いを抱きながら上記のような行動に十分あるいは全く参加ができなかった者などである。そして各原告の安保法制問題への関わり方は千差万別であるものの、憲法9条の実質的な改変に対して、主権者である国民の自己決定権として、自らが憲法の条項と内容を決定する権利を行使する、行使したいという思いにおいて、みな共通なのである。

イ 原告らの怒り・憤り・焦燥感・絶望感等は救済されるべき精神的苦痛

(ア) 憲法改正手続を潜脱して、国民投票も行わずに強行された違憲の新安保法制制定は、原告らの憲法は自分たちで決め、改正するという主権者としての権利を根底から侵害するものである。原告らは憲法改正の最終的決定権者としての手続への参加から排除されたまま、承服しえない憲法状態に置かれていることに対する不安、憤り、焦燥感、絶望感等の苦しみを強いられている。これらの苦しみは、紛れもなく憲法改正・決定権の侵害による精神的苦痛である。

現行憲法に違背する新安保法制法案の強行採決によって、集団的自衛権の行使等を容認するという戦争のできる憲法に実質的に改変されてしまうという事態が生じてしまった。原告らは、憲法96条の改正手続を通じて自ら意見表明する機会を一切与えられないまま、一方的に新安保法制法の成立とその施行によって、自らの主権を蔑ろにされ、原告らがそれぞれ生涯をかけて、二度と戦争をする国にしないと決意し、守ろうとしてきた憲法がその実質を改変されてしまったのである。

原告らが主権者として当然に有する国政に参加する権利(憲法改正・決定権の一内容としての参政権)の行使を一方的に剥奪されたまま、安倍内閣(政府)やこれを支持する国会議員らによって、96条の改正手続を潜脱した。クーデターと評しうる手法によって、憲法破壊行為が行われてしまったのである。

原告らは、一国の憲法が国民に対して「あなた方が主権者です」「主権者であるあなた方の意思を無視して憲法を変えることはありません」と約束されていた大事な権利がいとも簡単に無視されたことによって、主権者としての地位、それに伴う判断・意思表示・決定権、さらにはこれらに伴う努力や行動の積み重ねなど、憲法改正手続過程に関わる個人としての価値を根底から否定された。

(イ) しかもその改変は、多くの国民が国会前を中心に全国で反対の声を挙げ続け、大多数の憲法学者、元内閣法制局長官、元最高裁判所長官等の専門家が明らかに違憲だと表明し反対したにもかかわらず、原告らが最も誇りとし、宝だと大事にし、自分たち次世代に継ぐことを責務と確信してきた平和憲法の破壊としてもたらされた。したがって、上記の各陳述書にあるとおり、怒り、憤りによって自らの精神が苦しめられたことは当然であり、もう何も信じられないという焦燥感、絶望感、

悲壯感に苛まれ、強度のストレスに苦しめられる結果となったのである。これら原告の苦しみは、単に「抽象的な主権の侵害」ではなく、現に原告ら各個人の権利が具体的に侵害されたことによるものであるから、法的に救済されるべき精神的苦痛に他ならない。

(ウ) さらに、上記のとおり何人かの原告が述べているのは、集団的自衛権行使容認について、仮に9条の明文の憲法改正手続が行われたならば、自分は当然「反対票」を投じるのはもちろんそれだけではなく、自ら国民投票運動等に参加することにより9条改正反対の意見を表明するとともに国民多数が反対の意思を形成するために尽力し得たこと、そもそも憲法改正の第1の要件である多数国民の要求に基づくものでなかったこと、逆に恒久平和原則に反し多数国民の声を無視したものであったことから、結果は9条を改正することはできなかったであろう、という思いである。

このことは、単に主権者として国民投票権を行使できなかったというだけでなく、違憲の新安保法制法制定化し、明文改憲を回避し、憲法改正手続を潜脱して強行されたことに対する怒りや憤りがいかに大きいものであるかを示している。

(エ) 原告らの中には陳述書および証言において憲法改正・決定権(国民投票権)に言及している者もいるが、その他にも多くの原告が、新安保法制法の違憲性ととも「民主主義、立憲主義が破壊された」とその怒りや憤りを訴えている。これらの内容は憲法改正・決定権が侵害されたとの言葉遣いこそしてはいないものの、同種の訴えである。(31-33頁。援用ここまで。)

(3) 小結(「憲法改正・決定権」の侵害は、原告らに具体的な被害を及ぼす)

以上述べたところから明らかなように、原告らの主張している「憲法改正・決定権」は、憲法制定権力論ないし国民主権論と密接に関連する権利である。したがって、憲法の改変には、自ら主権者として96条の憲法改正手続において、表現の自由等を通じて自ら関与し、影響を及ぼし、最終的に国民投票権を行使するという、原告ら個々の国民(人民)の個別的、具体的権利である。

前述したように、国会の多数決原理に基づいても、本件「戦争法」は、立法化することが許されない法律内容である。また、日本国憲法は、国家の正当性の契機を契約ないし市民の同意に求める理論を社会契約論ないし社会契約説を前提にしており、その基本原理を改変するということは、契約内容の変更であり、契約内容を確認し、同意する否かという確認手続、つまり、改正手続が不可欠である。

したがって、日本国憲法の基本原理の一つである平和主義(憲法前文と9条)に反する本件「戦争法」の立法行為を契約内容の変更を行うか否かを決定することにな

る改正手続を経ることなく行うことは、国民(契約者個人)の具体的な権利の侵害となることは明白である。したがって、「⑤判示」の「原告らの主張は、…平和主義の擁護に係る自らの主張や信念が、国会において尊重されず、強行採決等により蹂躪されたことによる精神的苦痛をいうものと解するほかない」との認識は、真実を発見するために不可欠である客観的な基礎をなす事実には決定的な誤認があり、それが元となる理由不備・齟齬をきたしている。よって、「そのような精神的苦痛は、原告らと同様の憲法解釈を共有する国民一般において、本件各行為との関係で生じ得る公憤ないし義憤とみるほかなく」との著しい理由不備・齟齬をきたしている。その結果、「それ自体が民主政治の過程において回復されるほかないものであり、国賠法上保護されるべき権利ないし法的利益とはいえない」との誤判を犯している。

したがって、原告らが、集団的自衛権行使を容認する本件「戦争法」が憲法96条の定める改正手続を潜脱して強行され、「日本が戦争ができる国」に改変されてしまうという、最も恐れ否定していた事態を目の当たりにし、自らの憲法改正・決定が侵害されたことによって受けた主権者個人としての精神的苦痛は、何としても救済されなければならない。

よって、「原告らが本件各行為により侵害されたと主張する権利ないし法的利益は、いずれも損害賠償により法的保護を与えられるべき利益とはいえない」との「⑥判示」は、前述したように、「②判示」ないし「⑤判示」の事実誤認を原因とする理由不備・齟齬からきた誤判を犯している。

また、被告国準備書面の主張も、それは同様であり、真実を発見するために不可欠である客観的基礎となる事実には誤認があり、これが要因となり、理由に不備と齟齬があり、失当である。

終わりに（憲法81条に基づき、違憲立法審査権の発動を求める）

アフガニスタンで活動していた中村哲氏(医師・ペシャワール会)が、2019年12月4日、アフガニスタンの東部ナンガルハル州の州都ジャラーラーバードにおいて、車で移動中に何者かに銃撃を受け、死亡した(中村と共に車に同乗していた5名の運転手や警備員など)。

原告準備書面(3)(2017年7月19日付)で、中村哲氏の次のコメントを引用し、本件「戦争法」が、国際社会の平和ではなく、逆に軍事的緊張を招いていると述べた。

NHKの「ETV特集 アンコール——武器ではなく 命の水を～医師・中村哲とアフガニスタン」において、アフガニスタンで活動する中村哲(医師・ペシャワール会)は、「武器や戦車では解決しない。農業復活こそがアフガン復興の礎だ」と述べている。その中村医師は、「9条を変えて『軍隊を派兵出来る普通の国になるべきだ』という論理の、その『普通の国』の意味がよくわかりませんね。そんなことを言

うのは、“平和ボケ”した、戦争を知らない人たちの意見なのではないでしょうか」と述べ、日本の軍事行動が、現地での活動をより困難にしているとの認識を示した。

2014年7月2日の沖縄タイムスの社説『『集団的自衛権容認』思慮欠いた政権の暴走』のなかで、「集団的自衛権の行使容認に踏み出せば『平和国家』として国際的に認知されてきた日本が失うものの大きさは計り知れない。アフガニスタンで医療や農業の支援活動を続け、沖縄平和賞を受賞した非政府組織(NGO)『ペシャワールの会』の中村哲現地代表はいう。『人道支援に徹してきた日本の一つの時代が終わる』と。欧米のように軍事行動に踏み込まず、日本が民政支援に尽くしてきたからこそ現地での評価が高いのである。集団的自衛権の行使はNGOにも決定的な影響を与える。『侵略者の一味と疑われる可能性がある』らだ。」と述べている。

『毎日新聞』デジタル版(2019年12月4日 19時41分)は、「中村哲さんは、これまで毎日新聞の取材にたびたび応じていた。人道支援や憲法9条の重要性などについて、自身の経験から数多くの言葉を残していた。」とし、「100万発の銃弾より、1本の用水路の方がはるかに治安回復に役立つ。(日本政府は)米欧の軍事行動と一体と見なされない独自の民生支援を長期的に進めるべきだ」(2009年2月、オバマ米大統領=当時=がアフガニスタンへの増派を決めたことを受けての取材で)として、「憲法は我々の理想です。理想は守るものじゃない。実行すべきものです。この国は憲法を常にないがしろにしてきた。インド洋やイラクへの自衛隊派遣……。国益のためなら武力行使もやむなし、それが正常な国家だなどと政治家は言う。私はこの国に言いたい。憲法を実行せよ、と」の中村哲氏のコメントを掲載している。

日本人である中村哲氏が襲撃され、死亡した要因が、平和主義「憲法を常にないがしろにしてきた」日本政府の本件「戦争法」によって軍事的緊張をより一層高めていることと無関係だと断言できるだろうか。

日本国憲法の基本原理の平和主義に反し、平和ではなく逆に国際社会の軍事的緊張を高める本件「戦争法」を廃止させるその一步とするために、本件「戦争法」が憲法の基本原理に抵触する違憲立法であるか否かを審査するために、憲法81条の違憲立法審査権を発動することを本件裁判官らに求める。

結語

以上のように、「憲法改正・決定権」は、具体的な権利である。本件「戦争法」は、憲法の基本原理を改変するものであるから、少なくとも憲法改正手続が不可欠であるが、被告らは、これを行わなかった。したがって、被告らの行為は、個々人の具体的な権利である「憲法改正・決定権」を侵害し、原告らの権利ないし法的利益を侵害している。

よって、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害であり、被告国及び被告塩崎らの行為は、国賠上の違法行為であり、それを賠償する必要がある。したがって、被告準備書面の主張は、失当であり、また、東京戦争法裁判判決も、真実を発見するために不可欠である客観的事実における事実を誤認があり、この誤認故に理由に不備と・齟齬があり、これが原因となり、著しい誤判を犯している。

以上